

災害発生時のきまり

1 台風時等における登校・下校について

(1) 生徒の登校する以前に、刈谷市に暴風雪警報が発令されている場合。

- ◎ 午前6時に警報が発令されている場合は、学校は休校。午前6時ちょうどに解除された場合は、授業を行う。

(2) 生徒の登校後に、刈谷市に暴風雪警報が発令された場合。

- ◎ 学校からの指示で行動する。

2 大雨警報発令時の登校・下校について

(1) 生徒の登校する以前に、刈谷市に大雨警報が発令されている場合。

- ① 登校が危険な場合（道路、橋の損壊や冠水、豪雨など）は、安全に登校できるまで登校しなくてよいが、その旨を学校に連絡する。
- ② 登校できる場合は、危険箇所を避けて登校する。

(2) 生徒の登校後に、刈谷市に大雨警報が発令された場合。

- ◎ 学校からの指示で行動する。

刈谷市は、「愛知県全域」「愛知県西部」または、「西三河南部」「刈谷市」に属しています。

依佐美中学校の緊急連絡は、ホームページにも掲載します。

<http://www.city.kariya.aichi.jp/school/yochu/TopPage.htm>

3 刈谷市に地震注意情報・予知情報の発表時、警戒宣言発令時の登下校

- (1) 在校中の場合は、先生の指示に従って授業・諸活動等を中止し、速やかに下校する。
- (2) 登下校中の場合は、速やかに帰宅する。
- (3) 在宅中の場合は、登校しない。
- (4) 登校前に刈谷市で震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅待機とする。
- (5) 注意情報・予知情報・警戒宣言の解除情報が発表された場合あるいは地震等大規模地震が起きた場合は、きずなネットやHPなどを通して、次の登校日・登校時間を連絡するので、それに従う。

4 刈谷市に異常気象時における特別警報発令時の生徒の登下校について

- (1) 登校する日の午前0時以降（当日）に名古屋地方気象台から刈谷市に「特別警報」が発令されている場合。
 - ① 休校となる。（登校時に解除されていても休校となる）
- (2) 登校後に名古屋地方気象台から刈谷市に「特別警報」が発令された場合
 - ① 即刻、授業を中止し、全校生徒の下校の安全を確認して速やかに下校させる。
 - ② 災害の状況、気象・交通機関・通学路の状況により、学校に留め置く場合もある。

災害時伝言ダイヤル 「171」（いない）

「171」をダイヤル
録音の場合は「1」をダイヤル
自分の電話番号を市外局番からダイヤルする。
「0566(××)××××」伝言を録音(自分の電話番号で録音される)

「171」をダイヤル
再生の場合は「2」をダイヤル
連絡を取りたい電話番号を市外局番からダイヤルする。
「0566(××)××××」再生開始

災害時伝言ダイヤルの使用体験
次の期間は利用体験ができる。
1月15日～1月21日（防災とボランティア週間）
8月30日～9月5日（防災週間）
毎月1日

避難場所として下記のことを家族で確認しよう。
一次避難場所、広域避難場所、家族の集合場所